

事故防止のための指針

1. 事故防止の基本姿勢について

(1) 事故発生防止のための基本的な考え方

当施設は、安全で質の高い介護サービスを提供するために、サービスの安全性の向上、職員の健康管理、事故防止に努め、計画的に事故防止に向けた取り組みを行う。事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう、また事故を未然に防ぐために必要な研修や知識の習得に努める。

(2) 事故発生防止のための体制の整備

施設で定める各種マニュアルに基づき、インシデントやアクシデントが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、毎日の申し送りはもちろん、事故防止対策委員会にてその内容について分析・検討する。

2. 事故発生の防止のための委員会について

(1) 事故発生の防止のための委員会の設置の目的

施設内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対して利用者に適切な対応が速やかにできるよう、安全管理体制の推進を目的として当委員会を設置する。

(2) 事故発生の防止のための委員会の構成員

当委員会は、当法人介護三部門の各センター長、事務長、主任、介護支援専門員、看護師、生活相談員で構成し、委員長はリハビリセンターかなはのセンター長が務める。

(3) 事故発生の防止のための委員会の開催

概ね6ヶ月に1回開催し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。また事故発生時必要な際は、随時委員会を開催するものとする。

(4) 事故発生の防止のための委員会の役割

- ①ヒヤリハット報告書、事故報告書、マニュアル等を整備し、必要に応じ内容について見直しをする。
- ②ヒヤリハット報告書、事故報告書の分析を基に、事故発生防止のための改善策、再発防止策を検討する。また、職員に対して改善策、再発防止策の周知徹底を図る。

3. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の知識の習得や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、年2回の職員研修を実施する。

4. 事故発生時の対応に関する基本方針

(1) 利用者への対応・事故処理

介護サービスを提供するうえで事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な処置を講じる等、適切な事故対応を行う。また、事故の状況および処置については必ず記録をし、損害賠償の責を負う必要があるときは、速やかに応じるものとする。

(2) ご家族等に対する連絡・説明

ご家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行い、事故発生状況および職員の対応状況を報告する。また、事故による損害が発生している場合は、当施設の賠償責任の有無について説明をする。

(3) その他の連絡・報告について

サービス事業所等に連絡し、必要に応じて市に対して介護事故の必要な報告を行う。

5. 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故発生防止のための委員会にてヒヤリハット・事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、事故の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知する。尚、防止策を講じた際にはその効果について評価する。

6. 事故発生防止のための基本方針の公表

当施設の事故発生防止のための指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、いつでも誰もが閲覧できるようにする。

附則

本指針は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

(以後、改訂時には改訂年月日[令和 年 月 日 改訂]を入れる)